

（一財）長崎県教職員互助組合
指定旅館利用補助券取扱要項

1 「補助額」等について

利用料金から差し引く補助額は下表のとおりです。

利 用 区 分	退職組合員 （本人・加入配偶者）
補 助 額	2, 0 0 0 円

2 「利用補助券」について

- (1) 利用補助券は、用紙に印刷した補助券（別紙参照）です。
なお、令和5年4月1日宿泊分から黄色のハガキは廃止します。
- (2) 補助の対象は、利用補助券に記載された者に限ります。
- (3) 利用者・泊数の追加や宿泊後の補助券の発行は一切できません。（追加は無効）
- (4) 利用泊数の減泊あるいは、利用者の取消については、利用代表者立会いの上、訂正または抹消をしてください。
- (5) この券は宿泊のみに有効です。休息・食事等への転用はできません。
- (6) 公印のない利用補助券は無効です。

3 「補助金の請求手続き」について

- (1) 補助額は互助組合の「指定旅館利用補助金請求書」に「利用補助券」を添えて請求してください。
 - ・利用補助券の「旅館記入欄」に泊数及び補助額を記入してください。
 - ・請求書の施設番号は、令和5年度からの新しい番号を記入してください。
 - ・振込先口座を変更したい場合は、「振込先口座変更届」を互助組合へ提出してください。
 - ・「指定旅館利用補助金請求書」および「振込先口座変更届」は、互助組合ホームページからダウンロードできます。（ホーム画面なかほどにある「協力企業向け」ページに掲載）
- (2) 請求は利用月毎に翌月の15日までに請求してください。15日までの受付分は、不備が無ければ月末に送金します。
※ 請求書の記入内容に不備がある場合は、支出手続きが遅れますのでご注意ください。

○ 利用に際して、記載事項以外に問題が生じた場合は当互助組合へご連絡ください。

◆問い合わせ・補助金の請求先

〒850-8566 長崎市尾上町3-1 長崎県教育庁福利厚生室内
一般財団法人 長崎県教職員互助組合 指定旅館担当
TEL:095-824-4721 FAX : 095-825-4792

令和5年4月1日宿泊分より、
黄色のハガキを廃止して、用紙に印刷した補助券に変更します。

一般財団法人長崎県教職員互助組合

退職互助部 指定旅館利用補助券						
宿泊施設	宿泊施設名が入ります					
管理No	退職組合員番号	退職組合員区分	氏名	年齢	残泊	備考
1	14950	組合員	互助 太郎	66	2	
	以下余白					
チェックイン	令和5年2月2日	泊数	施設側記入欄			
チェックアウト	令和5年2月3日	1	2,000円×	人×	泊-	円

宿泊施設へ提出された補助券が原本かどうか、確認したいときは、こちらのQRコードを読み込み、内容を照合してください。

令和5年1月5日

上記のとおり、補助券を発行します。

一般財団法人 長崎県教職員互助組合 理事長



施設向け説明

【 宿泊施設名 へご担当者様へ】

- ・補助額は補助対象者1泊につき2,000円です。（宿泊のみ有効。休憩・食事への転用不可）
- ・補助対象者は、利用補助券に記載された者に限ります。
- ・利用者・泊数の追加や宿泊後の補助券発行はできません。（追加は無効）
- ・事情により、利用者や泊数を取り消す場合は、利用代表者立ち合いの上、補助券に手書きで訂正または抹消をしてください。
- ・補助券の詳細および補助額の請求方法は、「互助組合ホームページ＞協力企業向け＞指定旅館利用補助券取扱要項」に掲載しています。

利用者向け説明

【互助 太郎 様へ】

- 本補助券は、必ず印刷（モノクロ可）して、チェックイン時に宿泊施設へ提出してください。（スマホ画面提示は補助不可）
- 宿泊日や利用者の変更および取り消しについて
 - ①指定旅館利用補助券Webシステムを利用している方は、補助券発行時のメールに記載した手続きを行ってください。
 - ②申請書（郵送）の方は、互助組合へご連絡ください。

問合せ先 一般財団法人長崎県教職員互助組合
指定旅館利用補助 担当
電話：095-824-4721